

プラットフォーム経済における自主・共同規制のあり方

- 従来の自主・共同規制は、国内の業界団体等におけるルール形成を国家が後押しすることを前提としていたが、プラットフォーム経済においては以下の点が重視される
 - 長期的な官民関係に基づくインフォーマル要請の困難化
 - 純粋な自主規制から（域外適用を含む）法に基づく共同規制への比重の移行
 - 「業界団体」を前提としない自主・共同規制の前面化
 - サービスごとの多様性に応じた非標準的な対応の必要性
 - AI・データの活用拡大に伴うモニタリング手法高度化の必要性
 - 専門的モニタリング組織の設置、外部監査義務等
 - 民民間でのプラットフォーム事業者の圧倒的交渉力
 - 特定の場合の政府のより強い介入の必要性

プラットフォーム共同規制の例①：

「デジタル単一市場における著作権指令」 17条

- 2019年5月成立。YouTube等のユーザー投稿型PFについて、権利者からの著作権侵害通知を受けてから削除すればPF自身は責任を負わない Notice & Takedown原則を転換し、PFに一定の能動的対応を求める
- PFが著作権侵害責任を免除されるためには、侵害コンテンツを検知・削除するための「専門的注意義務の高度な業界標準（high industry standards of professional diligence）」に従った措置を実施する必要
- 当該標準の具体的内容に関しては、欧州委員会が主導するステイクホルダー対話によってガイダンスを策定する

プラットフォーム共同規制の例②： 欧州委員会のフェイクニュース対策

- ケンブリッジ・アナリティカ事件に端を発する政治的フェイクニュースの脅威を受け、2019年5月の欧州議会選挙に向け、欧州委員会が2018年4月に対応方針の政策文書を策定
- それに基づきPF各社が採るべき対応の指針を示す行動規範（Code of Practice）を策定し、2018年10月にGoogle・Facebook・Twitter・Mozilla（後にMicrosoftも参加）・広告業界7団体が署名、其々の具体的取り組みについてのコミットメントを示す（次頁）
- 2019年1月から5月まで署名各社から月次の取組レポートを提出。2019年10月に1年間の総合レポートが提出され、それに基づき2020年初頭に欧州委員会が総合評価レポートを公表、新たな規制の必要性等についての検討
- 2020年12月に公表された「デジタルサービス法」および「欧州民主主義行動計画」において、よりフォーマルな共同規制への移行が示される

5. 行動規範 ③プラットフォームが提示したベストプラクティス

	Facebook	Google	Mozilla	Twitter
広告に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽ニュースに関するFacebookポリシー(アカウント・コンテンツ削除等) Facebook広告ポリシー(禁止コンテンツの例等) 	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽・詐称に関するGoogleポリシー(虚偽・詐称広告の禁止) 悪い広告に関するGoogle年次報告書 		<ul style="list-style-type: none"> Twitter広告ポリシー(Twitterにおける広告主の責任を明確化) Twitter広告品質ポリシー(広告の透明性と条件を規定)
政治的広告に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 広告・ページ透明性表示サービス(ユーザへのより詳細な情報提示) Facebook政治広告ポリシー(政治広告が認められる条件の提示) 「なぜ私はこの広告を見ているか」サービス(広告表示理由の説明) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者向けGoogle広告設定機能(表示される広告をユーザが設定する機能の提供) 政治広告に関するGoogleポリシー(消費者のターゲティングの禁止) 		<ul style="list-style-type: none"> Twitter広告透明性センター(広告に関する詳細情報を提供するダッシュボード) 「Twitter広告のしくみ」(特定の広告が表示されるしくみの解説、表示される広告の設定機能) Twitter政治運動ポリシー
サービスの完全性に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽・詐称に関するFacebookポリシー(虚偽・詐称の禁止) Facebookスパムポリシー(スパム広告の禁止) Facebook透明性レポート(偽アカウント削除の実績公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 正式コンテンツに関するGoogleの取組(検索アルゴリズム改善) ニュースコンテンツに関するGoogleポリシー(ニュースコンテンツに対する透明性・説明性の要求) Webマスター向けガイドライン(詐欺的・情報操作的にならないためのガイドライン) 		<ul style="list-style-type: none"> 自動化及び虚偽・詐称に関するTwitter規則 Twitter詐称ポリシー(詐称アカウントの永久停止等) Twitterスパムポリシー(スパムの定義と禁止)
消費者のエンパワーのための方針・行動	<ul style="list-style-type: none"> ファクトチェックを行う第三者機関とのパートナーシップ情報の周知 消費者に対する、虚偽ニュースの判定方法・拡散防止方法の情報提供 信頼された情報源からの情報を優先する戦略 ニュースフィード透明性サイト・ブログ(ニュースフィードのしくみ・アルゴリズム変更の情報) 虚偽ニュース通報ツール 	<ul style="list-style-type: none"> Googleファクトチェックツール【開発者向け】(Googleの検索結果やニュースに含まれるコンテンツについてのファクトチェックツール) 消費者向けGoogle広告設定機能(表示される広告をユーザが設定する機能)の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 情報・信頼性イニシアチブ Firefox 'Facebookコンテナ'拡張(サイト間追跡を困難にするツールの提供) Mozilla's lightweight Firefox Focus(プライバシーにフォーカスしたモバイルデバイス用ブラウザ) The Coral Project(ジャーナリストが偽情報を特定するための多様な方法を提供) Mozilla Fellowship Program Mozilla's Reality Redrawn 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザー個人設定及びデータ設定(ユーザーデータ使用の個人設定) Twitter広告のレポート(ユーザーが広告について報告・通知する方法) Twitter透明性レポート(透明性やプライバシーに関する対応状況の隔年レポート) 「Twitter for Good」(メディア・デジタルリテラシー、オンライン安全教育、表現の自由に関する協力状況)
研究コミュニティのエンパワーのための方針・行動	<ul style="list-style-type: none"> Facebook選挙研究協議会の運営 社会科学的研究(民主主義や選挙へのソーシャルメディアの効果)へのデータ提供 	<ul style="list-style-type: none"> Datacommons.orgプロジェクト(ファクトチェックデータの共有) 	<ul style="list-style-type: none"> Mozilla Fellowship Program(技術者と政策担当者が共同で対策を検討する場) Mozilla's Reality Redrawn(偽情報の影響を複合現実感で可視化) 	<ul style="list-style-type: none"> 「Do more With data」イニシアチブ(ユーザーデータの活用事例) Twitter健康測定提案(共同研究提案) Twitter開発者ポリシー(共同研究・開発に関する規定)

https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=54455

プラットフォーム共同規制の例③： デジタルサービス法案（2020年12月提案）

- 特にEUの平均月間アクティブ利用者数が4,500万人以上の超大規模オンライン・プラットフォームに対して、違法コンテンツ流布やプライバシー等の基本権への悪影響、フェイクニュース等のシステミック・リスクに関して、年1回以上のリスク評価やそれに応じた合理的・比例的・効果的措置の実施、外部監査やデータアクセス等を義務付け

MRI

2. DSA法案（7）超大規模オンライン・プラットフォームの義務(1/3)

● 第4節では、超大規模オンライン・プラットフォームがシステミック・リスクを管理する義務を規定している。これは、超大規模オンライン・プラットフォームに対し、第1節・第2節・第3節の義務に加えて適用される。

適用対象

- この節の規定は、定められた方法に従って算出された、EUのサービスの平均月間アクティブ受領者数が4,500万人以上であるオンライン・プラットフォームに適用される。
- 委員会は、EUの人口が5%以上増減する場合には、上記のサービスの月平均受領者数を調整する。EUの人口の10%に相当するように調整しなければならない。その数値が百万単位で表せるように切り上げ・切り下げを行う。
- 指定された超大規模オンライン・プラットフォームのリストを欧州連合の官報に掲載し、そのリストを常に更新する。

リスク評価

- 超大規模オンラインプラットフォームは、上記公表日以降、**少なくとも1年に1回、EU内でのサービスの機能及び利用に起因する重大なシステミック・リスク(以下を含む)を特定し、分析し、評価しなければならない。**
 - (a) サービスを通じた違法コンテンツの流布。
 - (b) 私生活及び家庭生活の尊重、表現及び情報の自由、差別の禁止及び児童の権利の基本的権利の行使に対する悪影響。
 - (c) 公衆衛生の保護、未成年者、市民の言論、選挙手続および治安に関連する実際のまたは予見可能な負の影響を伴う、不正確な使用またはサービスの自動化された搾取を含む、意図的なサービスの操作。
- 特に、**コンテンツ・モデレーション・システム、レコメンダー・システム、広告の選択及び表示システムが、違法なコンテンツ及びその利用規約に適合しない情報の急速かつ広範な拡散の可能性を含む、上記のあらゆるシステミック・リスクにどのような影響を与えるかを考慮しなければならない。**

リスク軽減

- 特定されたシステミック・リスクに合わせて、合理的、比例的、かつ効果的な緩和措置を講じなければならない。
- 欧州デジタルサービス会議は、欧州委員会と協力して、1年に1回、以下を含む包括的な報告書を公表しなければならない。
 - (a) 超大規模オンライン・プラットフォームから報告された、又はその他の情報源を通じて特定された、最も顕著で再発するシステミック・リスクの特定と評価。特に第31条及び第33条に準拠して提供されたもの。
 - (b) 特定されたシステミック・リスクを軽減するための超大規模オンライン・プラットフォームのベスト・プラクティス。

Copyright (c) Mitsubishi Research Institute, Inc. 24

MRI

2. DSA法案（7）超大規模オンライン・プラットフォームの義務(2/3)

● (つづき)

外部監査

- 超大規模オンライン・プラットフォームは、**自己負担で、少なくとも1年に1回、以下の遵守状況を評価するための監査を受けなければならない。**
 - (a) 第Ⅲ章に定める義務。
 - (b) 行動規範(第35条および第36条)および危機プロトコル(第37条)に基づいて実施された公約。
- **監査は、超大規模オンライン・プラットフォームから独立した、専門的知識・技術的能力を有し、客観性・職業倫理が証明された組織が行い、監査報告書を書面で作成しなければならない。**
- **肯定的ではない監査報告書を受領した場合、**超大規模オンライン・プラットフォームは、それらを実施するために必要な措置を講じることが視野に入れて、自身に向けられた運用上の勧告を十分に考慮しなければならない。
 - ・ 運営上の勧告を受けてから1ヶ月以内に、それらの措置を定めた監査実施報告書を採用しなければならない。
 - ・ 業務上の勧告を実施しない場合には、監査実施報告書において、実施しなかった理由を正当化し、特定された不遵守の事例に対処するために講じた可能性のある代替措置を提示しなければならない。

レコメンダー・システム

- **レコメンダー・システムを利用する超大規模オンライン・プラットフォームは、利用規約において以下を明確かつアクセスしやすく、理解しやすい方法で明示しなければならない。**
 - ・ レコメンダー・システムで使用されている**主なパラメータ**
 - ・ サービスの受領者が利用可能にしたこれらの**主なパラメータについて、変更したり影響を与えたりするためのオプション**(GDPRにおける「プロファイリング」に基づかないオプションを1つ以上含む)
- 複数のオプションが利用可能な場合、**サービスの受領者が、レコメンダー・システムのそれぞれについて、いつでも好みのオプションを選択し変更することができるようにしなければならない。**

オンライン広告の透明性の追加

- **オンライン・インターフェース上に広告を表示する超大規模なオンライン・プラットフォームは、広告がそのオンライン・インターフェース上に最後に表示されてから1年後まで、以下の情報を含むリポジトリ(データベース)を編纂し、APIを介して一般に利用可能にしなければならない。**
 - ・ 広告の内容、広告を出した自然人または法人、広告が表示された期間、特定のグループに特別に表示されることを意図していたが、その目的のために使用される主なパラメータ、到達したサービス受領者の総数、等。

Copyright (c) Mitsubishi Research Institute, Inc. 25

プラットフォーム共同規制の例④：

EU「オンライン媒介サービスのビジネスユーザーのための公正性と透明性促進規則（P2B規則）」（2019年7月成立、2020年7月適用開始）

- オンラインショッピングモールやアプリストアなどのオンライン媒介サービスを利用する中小企業のための、公正・透明かつ予見可能性の高いビジネス環境創出と、効果的な救済措置提供が目的
- PF事業者が果たすべき**透明性義務・救済措置**を緩やかに定めつつ、その実施状況**モニタリング**を強化する共同規制的アプローチ
 - 契約条件の明確化や変更前の事前通知、ランキングや検索結果の決定パラメータ明示、データへのアクセス条件明示等の**透明性義務**
 - +グーグル等検索エンジンサービスにも検索結果の決定パラメータ明示義務
 - 紛争処理体制の整備、業界団体等による企業集団訴訟等の**救済措置**
 - 欧州委員会と「プラットフォーム経済監視委員会」による**モニタリング**

→2020年12月に提案された「デジタル市場法」により、一部規定はより直接規制的アプローチに移行予定

プラットフォーム共同規制の例④： P2B規則案策定時に検討されたオプション (附属インパクトアセスメント文書より)

- オプション0：非介入
- オプション1：純粹な自主規制
 - **透明性・救済**は業界への要請に止め、**モニタリング**はPF経済監視委員会を設置
- オプション2：共同規制（透明性のカバー範囲や救済強度等に応じ2a~dの4種）
- オプション3：直接規制
 - **透明性**：透明性に関して詳細な記載事項・方法までを規則で定めると共に、(1)PF保有データへの利用企業アクセス権を設定、(2)PFで得たデータのPF外利用を妨げる契約の禁止、(3)MFN条項の禁止
 - **救済**：(1)内部苦情処理システムの詳細までを規則で定め、(2)規則違反に対し加盟国の当局が罰則を課すことを規定（**モニタリング**はオプション2 = 最終案と同様）
- オプション4：既存法の拡張
 - **透明性**：消費者保護指令である「不公正取引行為指令」及び「誤認惹起・比較広告指令」の適用範囲をP2B関係にも拡張し、禁止行為リストにPFの特定行為を追加
 - **救済・モニタリング**：上記消費者保護指令の遵守監視とエンフォースメントの拡張

小活：いくつかの論点

- 立法時点における、自主規制・共同規制・直接規制等のオプション精査
- 自主規制や共同規制が常に最適な選択肢であるわけではなく、問題状況の変化や、必要な規律の明確化に伴い、動的に介入強度を変更することが前提
- 当該規制の目的が達成されているか否かを評価するための、技術的な観点を含めたモニタリング体制・手段の必要性
- 多様な分野における自主・共同規制アプローチにおける、ベストプラクティス共有と政策手法洗練の必要性